官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設等を指定する件（警察庁四）　一
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件
（総務三三〇～三三四）　二
○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件の一部を改正する件（財務二四〇）　三
○株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う営業所又は事業所の所在地を変更する公示
（財務・農林水産・経済産業六）　四
○健康保険組合の設立を認可した件
（厚生労働二三五）
○健康保険組合の解散を認可した件
（同三三六）
○健康保険組合の合併を認可した件
（同三三七）
○健康保険組合の名称を変更した件
（同三三八）
○健康保険組合の従たる事務所を廃止した件（同三三九）
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（同三四〇）
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件
（農林水産一三七五）
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示
（海上保安庁二八）
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
内閣
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
除籍の一部が滅失した件
（法務省告示配一三一）
〔公　告〕
官庁
財団関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

その他告示

○警察庁告示第四号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地又は区域並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年九月七日

警察庁長官　楠　芳伸

一　エスパシオナゴヤキャッスル

期間	令和八年九月十九日から同月二十日まで
対象特別要人所在施設の所在地	愛知県名古屋市西区　樋の口町三番十九号
対象特別要人所在施設の敷地	愛知県名古屋市西区　樋の口町三番（次の図面に示す部分に限る。）
対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域	愛知県名古屋市北区　金城一丁目並びに名城一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目
	愛知県名古屋市西区　押切一丁目及び二丁目、上名古屋一丁目及び二丁目並びに三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、菊井一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、城西一丁目から五丁目まで、浄心一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、新道二丁目及び二十目、数寄屋町、浅間一丁目及び二丁目、天神山町、那古野一丁目から三丁目まで、幅下一丁目及び二丁目、樋の口町並びに堀端町
	愛知県名古屋市中区　三の丸一丁目、二丁目及び四丁目、二の丸、本丸並びに丸の内一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び愛知県警察本部に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。）以下この表の備考二において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面（次の図面に示す部分に限る。）の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

二　名古屋市瑞穂公園陸上競技場

期間	令和八年九月十九日
対象特別要人所在施設の所在地	愛知県名古屋市瑞穂区　山下通五丁目一番地
対象特別要人所在施設の区域	愛知県名古屋市瑞穂区　師長町及び山下通五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）